（別紙）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく、半導体に係る安定供給確保取組方針（案）に対する意見公募を実施した際からの技術的修正等による変更点（傍線部分）

修正箇所	修正前	修正後
第３章 第２節	（略） なお、半導体及び原料等の安定供給確保のための取組の一部は、グリーントランスフォーメーション（以下「ＧＸ」という）に繋がる投資支援であるため、確実な脱炭素化の実現に向けて、ＧＸ移行債を原資とする予算事業により支援を受ける場合については、申請事業者は、下記の品目ごとの要件に加えて、ＧＸリーグに加入しているなど、次の（１）～（５）の全てを満たすこととする。ただし、ＧＸリーグに参加する場合、又は温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2020 年度 CO2 排出量が 20 万ｔ未満の企業及び中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組を提出する場合、（３）及び（４）を満たすものとする。	（略） なお、半導体及び原料等の安定供給確保のための取組の一部は、グリーントランスフォーメーション（以下「ＧＸ」という）に繋がる投資支援であるため、確実な脱炭素化の実現に向けて、ＧＸ移行債を原資とする予算事業により支援を受ける場合については、申請事業者は、下記の品目ごとの要件に加えて、ＧＸリーグに加入しているなど、以下の A 及び B の温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。ただし、ＧＸリーグに参加する場合、又は温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2022 年度 CO2 排出量が 20 万ｔ未満の企業及び中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組を提出する場合、A（３）及び（４）を満たすものとする。 A：2025 年度以前分の排出実績に関する実施内容 次の（１）～（５） の全てを満たすこととする。 （１）～（５）　（略） B：2026 年度以降分の排出実績に関する実施内容 26 年度以降の GX フューチャー・リーグに参加し、排出量実績を報告すること。ただし、A と同様の実施内容に対

		応している場合、これらの取組を実施するものとみなす。
第６章 第３節	（略） このため、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から内閣サイバーセキュリティセンター等関係部局との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を勧奨するものとする。	（略） このため、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から国家サイバー統括室等関係部局との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を勧奨するものとする。

以上